

農村防災・災害ボランティア活動指針

平成29年12月

事務局：農村防災・災害ボランティア活動協議会
(水土里ネット北海道)

(目 次)

第 1	活動指針	1
第 2	活動目的	1
第 3	活動内容	1
	(1) 平常時	1
	①危険箇所の判断基準	1
	②平常時活動	1
	●農村災害ボランティア	
	●農村防災・災害ボランティア活動協議会	
	③派遣要請及び体制	2
	(2) 災害時(大規模災害時の場合)	3
	①役割分担	3
	②災害時活動	4
	●農村災害復旧専門技術者(ボランティア)	
	●農村災害ボランティア	
	③災害時(大規模災害時の場合)の派遣要請	4
	④農村防災・災害ボランティアの活動に関する作業分類	5
	(大規模災害を想定)	
	(3) 災害時(大規模災害時の場合)各役割及び平常時・災害時の体系図	6～8
	・農村防災・災害ボランティア災害復旧専門技術者の役割	6
	・平常時 北海道地域 防災・減災に向けた体系図	7
	・災害時 北海道地域 農地・農業用施設災害復旧体系図	8

(活動指針)

第1 活動指針

災害発生時の迅速・的確な対応のため、連絡協議会・活動協議会・道（振興局）応援要員・ボランティア技術者・市町村・施設管理者による役割分担を明らかにし、平常時点検の方法、災害時の規模と災害対応の段階（災害の規模に応じて）ごとの機能的（効率的・効果的な）に活動できる地域防災・災害体制についての指針である。

第2 活動目的

平常時活動では、農業用施設等の施設点検や機能診断など、資源保全・質的向上を図ることを目的として、農村災害ボランティアが技術者の視点で実施することにより、効果的な防災・減災活動を行う。

災害時の対応は、災害の規模や対応の段階により支援・連携のあり方が異なるものと考えられるため、役割分担を踏まえ、助言・指導を行う。

第3 活動内容

(1) 平常時

① 平常時における危険箇所の判断基準

下記項目は、災害が起きやすい箇所であり、平常時点検において重点的に点検をすることが望ましい危険・重点箇所である。

危険箇所	重点点検箇所
①地形的な要因	①急峻な法面
②土質的な要因	②沢地
③線形的な要因	③軟弱地盤
④その他の要因	④サイフォン等
⑤過去の被災箇所	⑤道路横断部
	⑥落差部
	⑦流入部

② 平常時活動

● 農村災害ボランティア

(1) 施設管理者等からの要請に基づく農業用施設などの点検活動に参加し、その結果について行政機関や施設管理者等に早期に情報提供を行う。

(2) 事務局が企画主催する研修会等に積極的に参加し、農地・農業用施設の災害に関する最新情報を取得する。

● 農村防災・災害ボランティア活動協議会

(1) 地域防災機能の保全に寄与するため、地域や行政機関等が行う各種活動と連携し、災害に関する知識等を一般住民へ普及・啓発・広報活動等を行う。（市町村の広報誌等の掲載等）

③平常時の派遣要請及び体制

・派遣要請

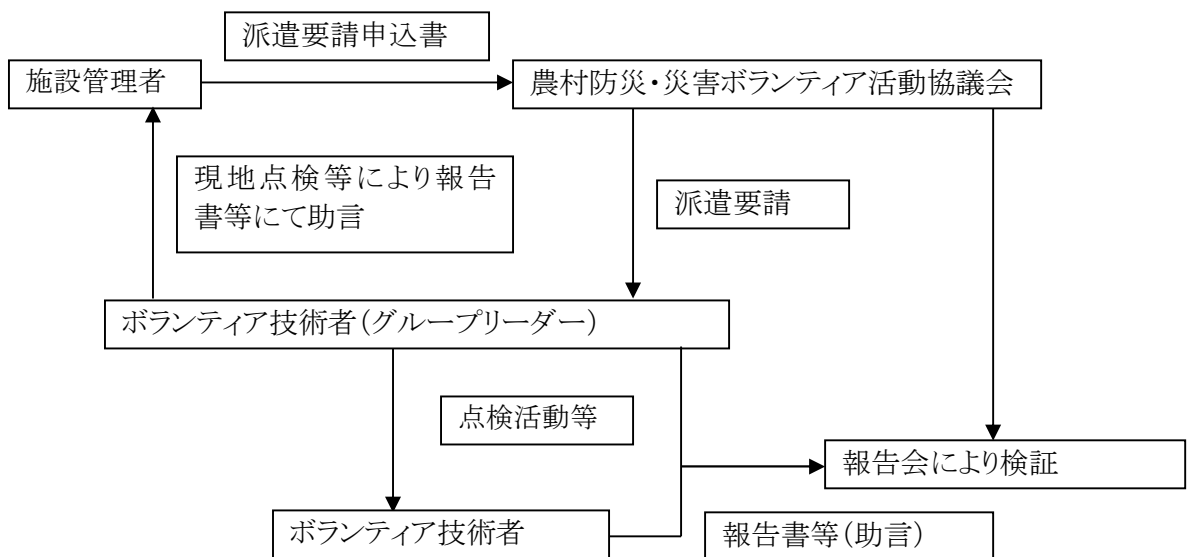
施設管理者は、ボランティア技術者に土地改良施設の点検と助言を求めたい場合は別紙農村災害ボランティア平常時派遣要請申込書に内容を記載し農村防災・災害ボランティア活動協議会(事務局:水土里ネット北海道)に提出する。

事務局は速やかに施設管理者と打合せを行い対象となる地域のグループリーダーと連絡をとり打合せを行う。グループリーダーは人員(ボランティア技術者)を選定し平常時点検等をおこない、報告書を作成し助言をおこなう。

農村防災・災害ボランティア活動協議会は、各活動報告会を年度内におこない課題等について検証する。

・派遣要請～報告までの活動体制

※活動メンバーは、別紙農村災害ボランティア活動協議会登録名簿による。



(2) 災害時（大規模災害時の場合）

下記項目は、各立場による、大規模災害時の災害対応の段階ごとの役割分担である。

① 災害時の役割分担（但し、平時の防災についても記載）

	ボランティア 技術者	施設管理者 (地元組合)	市町村	道(振興局) 応援要員
○平時の防災点検	農業用施設等の見回りを通しての定期的点検や施設点検(簡易)	農業用施設等の見回り(維持管理台帳の作成)	ハザードマップ作成 (維持管理台帳の作成)	
○警戒時の直前対応	※1	※2対策の実施	※2対策の実施	対策の指導・助言
被害報告	※3※4※5 被害調査	現地確認	被害額算出	被害調査
○災害発生直後の応急対応	※5 応急工法の助言		応急工事の実施	応急工法の指導・助言
査定対応	※6 復旧計画・工法の助言		査定設計書作成	査定設計書作成応援
○災害復旧時の本復旧対応に係る対応			実施設計書作成	実施設計書作成応援

- ※ 1 災害ボランティアは、施設団体より要請があつて活動をおこすので警戒時の直前対応には、間に合わない(内容の把握が出来ない)ので対策の助言等は出来ない。
- ※ 2 施設管理者は、危険箇所を把握しており警戒時には現地に出向き状況を把握し、対策の実施をおこなう。
- ※ 3 被害調査は、ボランティア技術者単独では難しく、施設管理者と同行し助言程度(状況写真、概算事業費、箇所別の被害報告等)の活動となる。(受益者等の質問には、単独では答えられない。また、現在、災害ボランティアはゼネコンまたは、コンサルタントに従事しており、災害発生近辺の会社は災害協定を交わしている会社もあり、職務として災害対応をしなければならず災害ボランティア活動を出来ない状態となるボランティア技術者がいる場合もある)。
- ※ 4 被害調査は、施設管理者等からのある程度の被災箇所の特定(地図及び地元受益者からの聞き取り等)の資料があればできる。
- ※ 5 別紙、作業分類の区分被災後から事前準備までの項目にあたる。
- ※ 6 別紙、作業分類の区分被災の具体的準備及び査定時の項目にあたる。

②災害時活動

各ボランティアに共通して、具体的な活動内容については要請する団体等の要望に基づくが、あくまでも技術面等の助言者であり、最終的な責任は施設管理者及び災害復旧事業の事業主体にある。このことから、農村防災・災害ボランティアが活動する上で生ずる諸課題については、要請元である地元団体の責任において対処されるものである。(各ボランティアが出来る範囲内での活動)

●農村災害復旧専門技術者(ボランティア)

(1) 農地・農業用施設の被災状況等に係る情報提供など

被災状況報告書(速報)等の作成に必要な被災状況の把握、写真撮影等に関し、市町村災害担当者やコンサルタント等に対する技術面での助言・指導を行うとともに、必要に応じ可能な範囲でそれらを実践し調査結果としてとりまとめ市町村担当者へ提供する。

(2) 応急措置に係る技術支援

被災した農地・農業用施設に関して、応急対策や地域の安全確保を図るための具体的な措置について、市町村災害担当者へ技術的な助言を行う。また、被害拡大、二次災害の防止の観点から、専門家の派遣要請の要否について、市町村等に対して助言を行う。

(3) 市町村の災害復旧業務に係る技術支援

災害復旧業務に係る調査・測量・設計書作成等に対する技術的な判断、災害復旧制度の運用等に関して、市町村災害担当者、コンサルタント等への助言を行う。

(ただし、設計書作成の実務は活動内容に含めない)

(4) 応援技術者への技術支援

被災地等に在住する農村災害復旧専門技術者にあっては、現地の地理的な状況、被災地域独自の復旧工法、被害施設の既存資料など当該地域特有の災害復旧に関する留意事項等の情報を応援技術者に提供し、円滑に活動できるよう支援を行う。

(5) その他派遣要請自治体からの指示に基づく事項

●農村災害ボランティア

(1) 農地・農業用施設の被災状況等に係る情報収集や安全点検を行う。

(2) 農地・農業用施設の被災概要の把握(位置や概略的な規模を地図に記入するなど)

(3) ボランティア活動の一般的な事例(被災した市町村等との協議調整が必要)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①被災写真の撮影及び補助 | ②被災写真の整理の補助 |
| ③現地での応急工事の助言 | ④復旧工法の助言 |
| ⑤災害査定設計書作成の補助(材料集計等) | ⑥申請時の現地補助(測定など) |
| ⑦朱入れ作業の補助(材料集計など) | ⑧査定野帳等の作成の補助 |
| ⑨被災者の要望事項の聞き取り | ⑩復旧計画図の作成の補助 |
- その他、災害復旧に関する要請元への支援活動など

③災害時(大規模災害時の場合)の派遣要請

・派遣要請

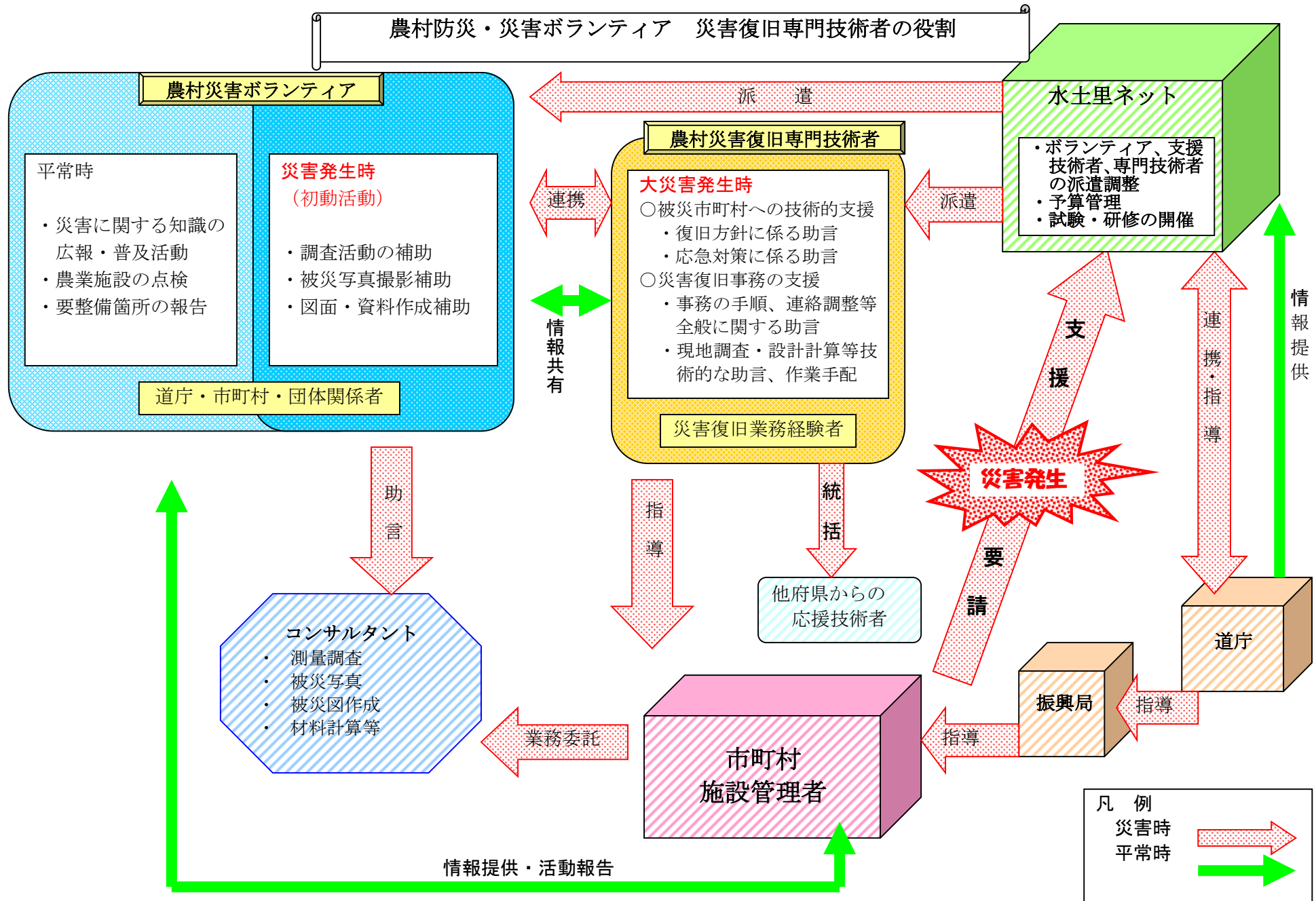
施設管理者は、災害時(大規模災害時の場合)農村災害復旧専門技術者及び農村災害ボランティア技術者に土地改良施設の活動を要請したい場合は別紙災害時派遣要請申込書に内容を記載し農村防災・災害ボランティア協議会(事務局:水土里ネット北海道)に提出する。事務局は速やかに施設管理者と打合せを行い対象となる地域のグループリーダーと連絡をとり打合せを行う。グループリーダーは人員(ボランティア技術者)を選定し、災害時活動をおこない、活動計画及び報告書を作成し助言・指導をおこなう。

④農村防災・災害ボランティアの活動に関する作業分類（大規模災害を想定）

◎:主体的 ○:補助的 △:支援的

区分	項目	活動内容	地元団体等(申請者)	農村防災・災害ボランティアの役割			コンサルタント(参考例)	備考
				農村災害復旧専門技術者（ボランティア）				
				農村災害ボランティア				
				適用				
被災後から事前準備まで	現地調査	被災状況把握に関する助言・指導	◎	○	市町村等へ復旧事業に向けた調査の視点等を助言			
		被災状況の把握(資料提供含む)	◎	○	地理的条件等の周知の程度により役割は変わる			
		被災状況図等の作成	◎	○	専門的な見地からの助言・指導	○	準備の一環	
		災害復旧事業の検討・適用判断等	◎	○	専門的な見地からの助言・指導			
	被災写真	被災状況把握に関する助言・指導	◎	○	市町村等へ撮影技術の助言・指導(幅広い現地情報収集)			
		被災写真撮影	◎	○	撮影補助(事象の裏付情景の確保)	○	準備の一環	
	応急措置	安全確保に関する具体的措置の指導・助言	◎	○	市町村等への技術的助言・指導			
		応急対策に関する具体的措置の指導・助言	◎	○	市町村等への技術的助言・指導			
安全・応急対策の具体的措置		◎						
査定の具体的準備	現地測量調査	申請箇所に関する具体的指導・助言	◎	○	技術的判断・災害復旧事業制度運用・申請手続き等に関し市町村・コンサル等への助言・指導及び作業補助などの支援	◎		
		測量・調査業務	◎	○				
	設計(復旧計画)	復旧工法等に関する技術的助言・指導	◎	○	作業補助	◎		
		測量・調査・設計(数量算定)業務	◎	○				
		申請額算定及び査定設計書作成	◎					
	被災写真	パーツ毎における説明用写真撮影		○	撮影補助	◎		
説明用写真の整理		◎	○	指導・助言及び作業補助	○			
査定時	申請		◎			△積算不可		
	申請内容説明	被害状況、復旧計画の説明	◎	○	申請者のサポート			
	被災箇所の測定	被害箇所の現地確認(写真・書類確認)	◎			○		
その他	要請者対応	その他、要請自治体からの要望事項等	◎		指導・助言			
	応援者対応	地域外からの応援者への情報提供	◎	○	地域在住者等(地理や当該地域特有の情報説明)			

(3) 災害時(大規模災害時の場合)の各役割及び平常時・災害時の体系図



平常時

北海道地域 防災・減災に向けた体系図

農地・農業用施設

地域防災・減災への取組

各種
活動

活動支援

連携

・北海道農政部
農村整備課
・関係振興局
産業振興部

農村防災・災害連絡協議会

事務局：北海道（農村整備課）

活動内容
農村防災・災害ボランティアの活動を支援

支援

施設管理者

（市町村）
（土地改良区）

技術者等の派遣

（農業用施設の点検活動・助言等）

農村災害ボランティアの活動要請

農村災害ボランティア育成確保の連携

農村防災・災害ボランティア活動協議会

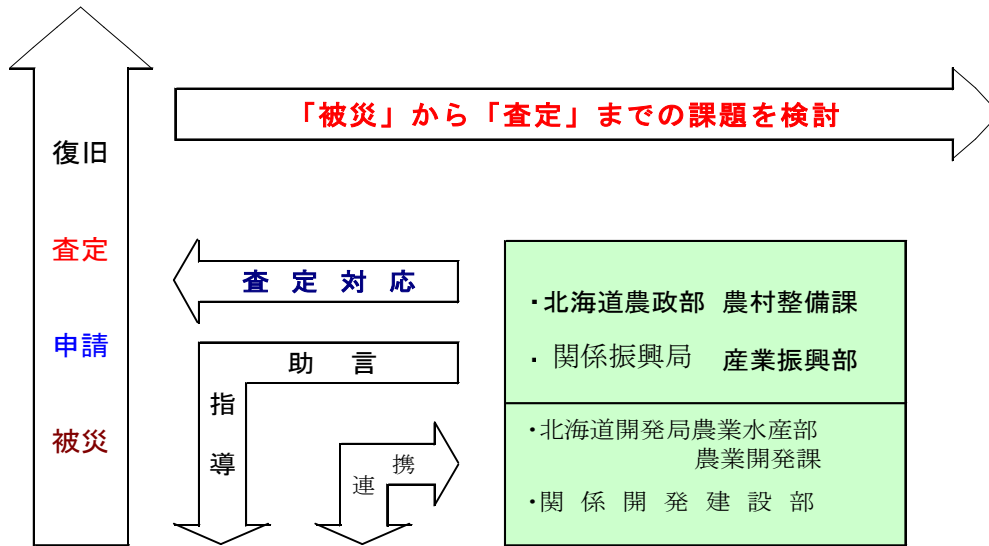
事務局：水土里ネット北海道
（事業部）

農村災害ボランティア

災害時

北海道地域 農地・農業用施設災害復旧 体系図

農地・農業用施設災害復旧事業（補助災）



農村防災・災害連絡協議会

事務局：北海道（農村整備課）

構成員 北海道開発局 土地改良区
北海道 水土里ネット北海道
市町村 農村防災・災害ボランティア

活動内容 ①防災・災害復旧時の対応における課題を抽出し今後の制度活用の在り方等を検討
②農村防災・災害ボランティアの活動を支援

支援

市町村

（土地改良区）

契約

指導

コンサルタント等

関係技術者の派遣

（申請者・コンサル等へ技術面の助言・指導等）

農村災害復旧専門技術者等の派遣要請

農村防災・災害ボランティア活動協議会

事務局：水土里ネット北海道
（事業部）

農村災害復旧専門技術者

農村災害ボランティア

農村防災・災害ボランティアの具体的な活動内容

平常時の活動

●農村災害ボランティア

- (1) 地域防災機能の保全に寄与するため、地域や行政機関等が行う各種活動と連携し、集会等を通じ災害に関する知識等を一般住民へ普及・啓発・広報活動等を行う。
- (2) 施設管理者等からの要請に基づく農業用施設などの点検活動に参加し、その結果について行政機関や施設管理者等に早期に情報提供を行う。
- (3) 事務局が企画主催する研修会等に積極的に参加し、農地・農業用施設の災害に関する最新情報を取得する。

災害時の活動

被災した市町村からの要請を受けて活動を行う。

●農村災害復旧専門技術者(ボランティア)

(1) 農地・農業用施設の被災状況等に係る情報提供など

被害状況報告書(速報)等の作成に必要な被害状況の把握、写真撮影等に関し、市町村災害担当者やコンサルタント等に対する技術面での助言・指導を行うとともに、必要に応じ可能な範囲でそれらを実践し調査結果としてとりまとめ市町村担当者へ提供する。

(2) 応急措置に係る技術支援

被災した農地・農業用施設に関して、応急対策や地域の安全確保を図るための具体的措置について、市町村災害担当者へ技術的な助言を行う。

また、被害拡大、二次災害の防止の観点から、専門家の派遣要請の要否について、市町村等に対して助言を行う。

(3) 市町村の災害復旧業務に係る技術支援

災害復旧業務に係る調査・測量・設計書作成等に対する技術的な判断、災害復旧制度の運用等に関して、市町村災害担当者、コンサルタント等への助言を行う。

(ただし、設計書作成の実務は活動内容に含めない)

(4) 応援技術者への技術支援

被災地等に在住する農村災害復旧専門技術者にあっては、現地の地理的な状況、被災地域独自の復旧工法、被害施設の既存資料など当該地域特有の災害復旧に関する留意事項等の情報を応援技術者に提供し、円滑に活動できるよう支援を行う。

(5) その他派遣要請自治体からの指示に基づく事項

●農村災害ボランティア

- (1) 農地・農業用施設の被災状況等に係る情報収集や安全点検を行う。
- (2) 農地・農業用施設の被災概要の把握(位置や概略的な規模を地図に記入するなど)
- (3) ボランティア活動の一般的な事例 (被災した市町村等との協議調整が必要)

①被害写真の撮影及び補助

⑥申請時の現地補助(測定など)

②被害写真の整理の補助

⑦朱入れ作業の補助(材料集計など)

③現地での応急工事の助言

⑧査定野帳等の作成の補助

④復旧工法の助言

⑨被災者の要望事項の聞き取り

⑤災害査定設計書作成の補助(材料集計等) ⑩復旧計画図の作成の補助

その他、災害復旧に関する要請元への支援活動など